

只木ゼミ後期第 10 問検察レジюме(反対尋問)

文責:3 班

1. 弁護レジюме 2 ページ 14 行目以下の丙の第一・第二収賄について、職務行為がないとして受託収賄罪の成立を否定しているが、職務行為がなければ職務の公正は害されることがないと考えてよいか。
2. 職務の公正が害されたと判断する際の基準は何か。
3. 弁護レジюме 1 ページ 24 行目等、信頼保護説に対する批判として「処罰範囲が不当に拡大」とあるが、そもそも賄賂罪の処罰範囲を狭く解さなければならない理由は何か。